

産商商 第35号
平成18年7月25日

京都機械工具株式会社
代表取締役社長 宇城 邦英 様

京都市長 榎 本 頼 兼

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について（通知）

平成17年11月30日付けで届出のあった大規模小売店舗について，大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により，下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングセンタートバボ
京都市伏見区下鳥羽渡瀬町101番地 ほか6筆

2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに，大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成17年経済産業省告示 第85号）（以下「指針」という。）を勘案し，届出書類を総合的に検討したところ，本変更計画の実施により，周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し，市は意見を有しないものとします。

3 附帯意見

当該店舗の駐車場は，夜間は国道1号沿いが主な出入口となるため，来店客車両の経路周知の徹底を行うことが望まれます。なお，今後問題が生じる場合においては，一層の対策を講ずることが望まれます。

また，夜間，特に深夜の営業活動については，地域での防犯や青少年の非行防止の対策の一助としての協力が期待されているところです。

従って，周辺地域との連携を密にし，引き続き，ナイトマネージャーによる巡回や利用しない駐車場の出入口の施錠等の対策を行うことが望まれます。なお，今後問題が生じる場合においては，防犯カメラの増設，専任警備員の配置や巡回サイクルの見直し等の対策を講ずることが望まれます。

意見理由

1 現在の状況（立地状況）

当該商業施設は、都市計画法上の準工業地域に立地しており、北側に府道伏見向日線（丹波橋通）を隔てて共同住宅及び駐車場が位置し、東側に住宅や寺院、駐車場や工場、西側に国道1号を隔てて事務所等があり、南側は道路を隔てて工場が立地している。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、地域と連携し、店舗内だけでなく店舗周辺の防犯や路上駐車防止等の取組みに対する協力を求める意見が出されていた。

3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

4 市の見解

今回の変更による影響について、指針に基づき検討した。

24時間営業により、一日あたりの総来客数が増加し、駐車場利用者や自転車等による来店客が増加すること、廃棄物等の排出量が増加すること、騒音について昼間及び夜間の等価騒音レベルの値及び夜間の騒音レベルの最大値が高くなることが予想されるが、以下の内容を踏まえた結果、周辺環境に与える影響は少ないと判断される。

（1）駐車場の利用者の増加について

営業実績からピーク時の来客数は増加しないと予想され、夜間の駐車場の一部利用制限を行っても、収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考えられる。

（2）駐輪場の利用者の増加について

営業実績からピーク時の来客数は増加しないと予想されるため、駐輪場の収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考えられる。

（3）廃棄物等の排出量の増加について

現状の排出量及び予測によれば、現在の廃棄物保管施設容量で対応可能であると考えられる。

（4）昼間及び夜間の等価騒音レベルの値が高くなることについて

営業時間の変更に伴い、昼間及び夜間の等価騒音レベルの値が上昇するが、環境基準値以下であることや、屋上駐車場東側の遮音壁の隙間を塞ぐ、夜間の駐車場の一部利用制限を行う、夜間の荷さばき作業を行わない等の対策が実施されていること及び、室外機等の増設や位置の変更もないことから影響は少ないと考えられる。

（5）夜間の騒音レベルの最大値について

営業時間の変更に伴い、周辺住居の状況を考慮して予測したところ、規制基準値以下であることや、室外機等の増設や位置の変更もないことから影響は少ないと考えられる。

当該店舗の駐車場は、夜間は国道1号沿いが主な出入口となるため、来店客車両の経路周知の徹底を行うことが望まれる。なお、今後問題が生じる場合においては、一層の対策を講ずることが望まれる。

また、夜間、特に深夜の営業活動については、地域での防犯や青少年の非行防止の対策の一助としての協力が期待されているところである。

従って、周辺地域との連携を密にし、引き続き、ナイトマネージャーによる巡回や利用しない駐車場の出入口の施錠等の対策を行うことが望まれる。なお、今後問題が生じる場合においては、防犯カメラの増設、専任警備員の配置や巡回サイクルの見直し等の対策を講ずることが望ましい。